

全国在宅障害児・者実態調査（仮称）の基本骨格（案）について

1. 調査の目的

障害者自立支援法廃止後の制度の谷間を生まない「障害者総合福祉法」（仮称）の実施等の検討の基礎資料とするため、在宅の障害児・者（これまでの法制度では支援の対象とならない者を含む。）の生活実態とニーズを把握する。

※1 施設入所者、入院患者等の在宅の障害児・者以外の者については、在宅者と同一の調査で行うことは難しいため、今回の実態調査の対象とはしない。

※2 施設入所者及び入院患者の調査等の実施については、総合福祉部会の構成員を始めとする関係団体その他の関係者間で議論いただき、その結果を踏まえて検討する。

※3 今回の実態調査の名称については、今後検討。

※4 今回の実態調査については、障害福祉行政の企画・推進の基礎資料であり、今後も定期的に実施することを想定。

2. 調査の方法

A案

抽出した調査対象地区の全世帯に調査票を郵送し、調査票記入後、郵送により返送する方法とする。

B案

・調査員が調査地区内の世帯を訪問し、調査の趣旨等を説明の上、調査対象の有無を確認する。
・調査対象者がいる場合は、調査票を手渡し、記入及び郵送による返送を依頼する自計郵送方式。

・調査票は原則、調査対象者本人が記入する。

※5 記入の支援方法等について、今後検討。

3. 調査の内容

(1) 調査の内容を検討するに当たっての考え方

今回の実態調査については、新しい総合的な福祉制度の対象者が明らかでないことから、その調査対象となる範囲を幅広く設定することが適当である。また、このような調査の基本的な性格の下で、障害の状況に対応したサービス提供のあり方の検討に資する調査とするためには、障害の状態その他の調査対象者の基本的な属性と必要とされる支援内容との関連について分析が可能となるような調査項目の設定が必要である。

(2) 具体的な調査項目とその必要性

①回答者の基本的属性に関する調査項目

調査項目	具体的な調査内容	必要性
障害の状況	<ul style="list-style-type: none"> 障害の状態及びそれに伴う日常生活又は社会生活上の支障について一定程度分類した選択肢を示して選択（障害の重複状態についても調査） 	<ul style="list-style-type: none"> 障害の状態及びそれに伴う日常生活又は社会生活上の支障について一定程度について分析するために必要
障害の原因等	<ul style="list-style-type: none"> 障害の原因について選択肢を示して名称を選択（名称の例：脊椎損傷、統合失調症等） 発作など症状が断続的に生じるものについてはその頻度 障害の原因が生じた年齢又は診断を受けた年齢 	<ul style="list-style-type: none"> 障害の状況を分類するために必要
日常生活又は社会生活上の支障の継続期間	<ul style="list-style-type: none"> 障害に伴う日常生活又は社会生活上の支障を生じることとなってからの期間を選択（区分の例：6ヶ月以上1年未満、1年以上2年未満、2年以上5年未満、5年以上） 	<ul style="list-style-type: none"> 障害の継続期間により、福祉サービスの利用状況や利用希望等に差があるのか検証するために必要

にちじょうせいかつまた 日 常 生 活 又 しや かわい せいかつ は 社 会 生 活 じょう し しょう 上 の 支 障 は せ い ひん ど の 発 生 頻 度	にちじょうせいかつまた ・ 日 常 生 活 又 は 社 会 生 活 上 の 支 障 が は せ い ひん ど せんたく 発 生 す る 頻 度 を 選 択 まいにち しゅう かい とう (毎日、週〇回、等)	にちじょうせいかつまた ・ 日 常 生 活 又 は 社 会 生 か つ せ い げん て い ど め やす 活 の 制 限 の 程 度 の 目 安 かくにん ひつよう と し て 確 認 が 必 要
ねんれい およ せい 年 齡 及 び 性 べつ 別	ねんれい さい およ だんじょ べつ ・ 年 齡 (〇歳) 及 び 男 女 の 別	ちよう さ たい しょう しや ねんれい ・ 調 査 対 象 者 の 年 齡 こうせいとう は あく 構 成 等 に つ い て 把 握 す る ひつよう こ と が 必 要
きよじゅうけいたいおよ 居 住 形 態 及 どう きよ しや び 同 居 者 の じょうきょう 状 況	きよじゅうけいたい じたく とう べつ ・ 居 住 形 態 (自 宅, GH・CH 等 の 別)、 どうきょしや ほんにん かんけい 同 居 者 の 本 人 と の 關 係	きよじゅうけいたい どうきょしや ・ 居 住 形 態、同 居 者 の じょうきょう ふくし 狀 況 と 福 祉 サ ー ビ ス の り よう じ ょう き ょう かんけいとう 利 用 状 況 と の 關 係 等 けんしょう おこな の 檢 証 を 行 う た め に ひつよう 必 要
しょう がい しや て 障 害 者 手 ち ょう とう しゅるい 帳 等 の 種 類	しんたいしょうがいしや て ち ょう しょう がい しゅるい ・ 身 体 障 害 者 手 帳 (障 害 の 種 類、 とうきゅうべつ りょういく て ち ょう てい ど べつ せいしん 等 級 别)、療 育 手 帳 (程 度 别)、精 神 しょうがいしや ほけんふく し て ち ょう てい ど べつ とくてい 障 害 者 保 健 福 祉 手 帳 (程 度 别)、特 定 しつかん い り よう じゅきゅう し や し ょう しょう に まんせいとくてい 疾 患 医 療 受 給 者 症 、 小 児 慢 性 特 定 しつかん い り よう じゅしんけん う む 疾 患 医 療 受 診 券 の 有 無 しょうがい て く ぶんまた ようかい ご に い て じ ょう ・ 障 害 程 度 区 分 又 は 要 介 護 認 定 の 状 き ょう 況	しょうがい もの ・ 障 害 の 有 る 者 が ど の てい ど げんこうせい ど し 程 度 、 現 行 制 度 に よ る 支 えん たい し ょう 援 の 对 象 と な っ て い る とう けんしょう か 等 に つ い て 檢 証 す る ひつよう た め に 必 要。
しゅうにゅう じ ょう 収 入 の 状 き ょう 況	かげつ あ しゅう に ゆう うち わけ き さい ・ 1 ヶ 月 当 た り の 収 入 内 訳 を 記 載 しゅうろうしゅうにゅう えん こうちん えん (就 労 収 入 ○ 円 (うち 工 賃 ○ 円)、 こうときねんkin えん て あて えんとう 公 的 年 金 ○ 円、手 当 ○ 円 等)	しゅうにゅう げんじょう は あく ・ 収 入 の 現 状 を 把 握 ひつよう す る た め に 必 要
か ぜ い じ ょう き ょう 課 稅 状 況 とう 等	しょとくぜい じゅうみんぜい か ぜ い じ ょう き ょう せ い ・ 所 得 稅 ・ 住 民 稅 の 課 稅 状 況 、 生 かつ ほ ご じゅきゅう う む と う 活 保 護 受 給 の 有 無 等	しゅうにゅうじ ょう き ょう ほ かん ・ 収 入 状 況 を 補 完 す じ ょう は う ひつよう る 情 報 と し て 必 要

支出の状況	<ul style="list-style-type: none"> 1ヶ月当たりの支出内訳を記載（医療費〇円、福祉サービス利用者負担〇円（うち食費等実費負担〇円、サービス利用料〇円）、家賃〇円等） 	<ul style="list-style-type: none"> 収入に対する支出状況を把握するために必要
日中の活動状況等	<ul style="list-style-type: none"> 日中の主な活動内容について例を示して選択（就労、就学、居宅等） 外出の状況 	<ul style="list-style-type: none"> 日中の活動状況等の把握のために必要

②現在利用しているサービスと今後利用を希望するサービス

障害福祉サービス等の利用状況	<ul style="list-style-type: none"> 居住介護、生活介護その他の障害福祉サービスや介護保険サービス等の利用の有無及び利用量、補装具・日常生活用具の使用の有無等 	<ul style="list-style-type: none"> どのようなサービスを利用しているのか現状を把握するために必要
障害福祉サービス等の希望	<ul style="list-style-type: none"> 利用を希望するサービスの内容及び量（居宅内の介護等の支援、外出時の支援、日中の介護、就労の支援、生活の場等） 	<ul style="list-style-type: none"> どのようなサービスにどの程度の利用希望があるのか把握するために必要
その他	<ul style="list-style-type: none"> 今後暮らしたい場所、困っていること、相談相手等 	<ul style="list-style-type: none"> 今後どこで暮らしたいか等を把握するために必要

※6 調査項目については、過不足等について今後更に検討。

(3) 調査対象者の範囲について

障害者権利条約第1条を踏まえ、今回の調査の対象者については、

以下のとおりとする。

【参考1】障害者権利条約第1条 (政府仮訳抜粋)
「障害者には、長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的な障害を有するものであって、様々な障壁との相互作用により他のものと平等に社会に完全かつ効果的に参加することを妨げられることのあるものも含む。」

障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）の交付を受けている者又は交付を受けていないものの、以下のような長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的な機能障害に伴い、日常生活又は社会生活が制限される状態に概ね6ヶ月以上該当する者若しくは該当することが見込まれる者（明らかな改善状況にあるものを除く。）

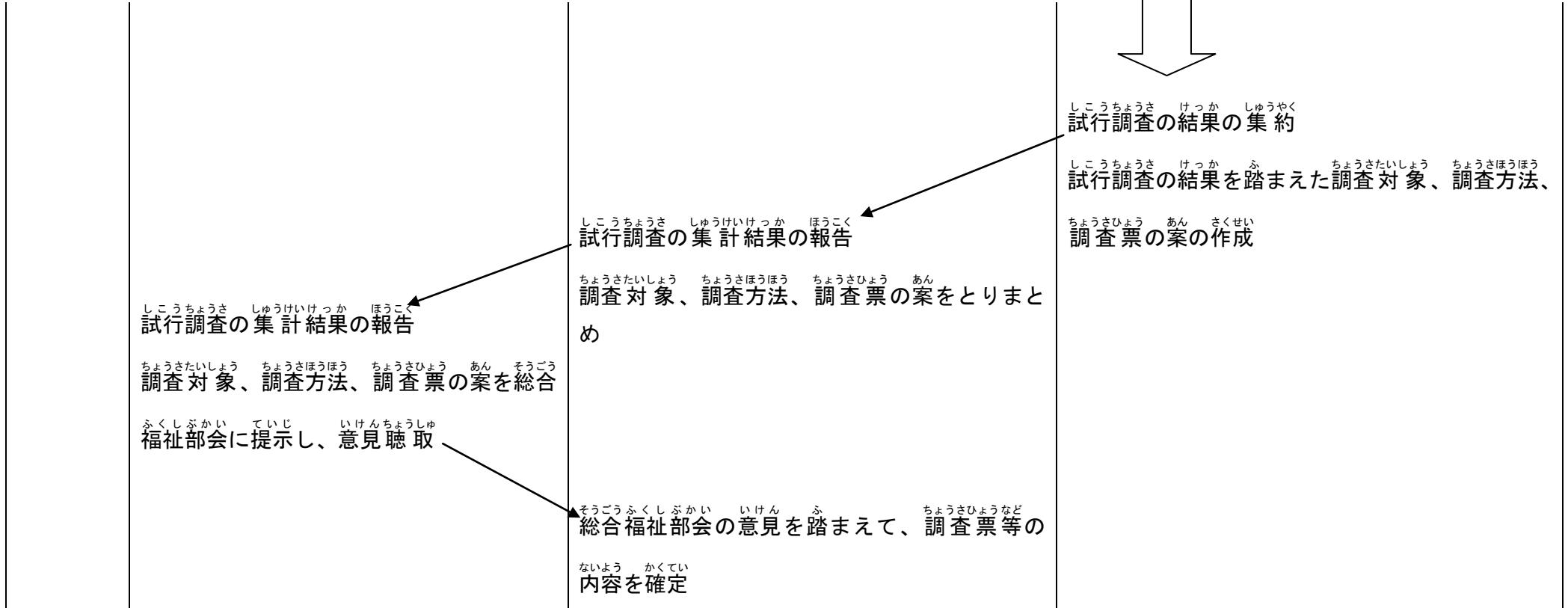
<例>

- ①眼鏡等の機器を使用しても、見ることに困難 (difficulty) を伴う
- ②補聴器等の機器を使用しても、聞くことに困難を伴う
- ③歩行や階段の上り下りに困難を伴う
- ④思い出すことや集中することに困難を伴う
- ⑤入浴、衣服の着脱のような自分で行う身の回りのことに困難を伴う
- ⑥話し言葉を使用して、意思の疎通（例えば、理解したり、理解してもらうこと）を行うことに困難を伴う
- ⑦もの（2キロ程度）の持ち上げや小さなものをつまんだり、容器の開閉をすることに困難を伴う
- ⑧疲れやすさや痛みがある
- ⑨金銭管理や日常の意思決定に困難を伴う
- ⑩幻覚・妄想、そう・うつ、けいれん、薬物などの中毒その他の精神の障害がある
- ⑪対人関係やコミュニケーションの困難さ、パターン化した興味や活動、読み書き能力や計算力などに特化された困難さ、不注意、多動・衝動的な行動のいずれかがある
- ⑫児童の場合は、発達状況などからみて特別の支援や配慮をしている

【参考2】
上記の例示は、ワシントングループが障害統計に関し国勢調査用等に作成した質問内容 (six question set) 等を参考に例示した。なお、ワシントングル

ぜんこくざいたくしょうがいじ しゃじったいちょうさ かしょう けんとう
全国在宅障害児・者実態調査（仮称）の検討スケジュール（案）

じ 時 期	全 体 (総合福祉部会の動き)	ワーキンググループ	けんきゅうはん 研 究 班
ねん 22年5月		<p>ちょうさたいしょう ちょうさほうほう ちょうさこうもくとう 調査対象、調査方法、調査項目等についての</p> <p>きほんてき かんが かた けんとう 基本的な考え方について検討</p> <p>(この間、数回にわたり議論)</p>	<p>けんとうけっか ぐたいてき ワーキンググループの検討結果をもとに、具体的</p> <p>ちょうさせつけい こっかく あん さくせい な調査設計の骨格（案）を作成</p>
ねんなつ 22年夏	<p>ちょうさせつけい こっかく あん そくごうふくしぶかい 調査設計の骨格（案）を総合福祉部会に</p> <p>ていじ いけんちょうしゅ 提示し、意見聴取</p>	<p>そくごうふくしぶかい いけん ふ ちょうさせつけい 総合福祉部会の意見を踏まえて、調査設計の</p> <p>こっかく あん しゅうせい 骨格（案）を修正</p> <p>ちょうさせつけい あん とうじしゃだんたい いけん ちょうしゅ 調査票の案について当事者団体の意見聴取</p> <p>しょめんおよ ひつよう おう (書面及び必要に応じヒアリング)</p> <p>いけん ちょうしゅ けっか ふ しこう ちょうさ 意見聴取の結果を踏まえて、試行調査の</p> <p>ちょうさせつけい あん 調査票案をとりまとめ</p> <p>そくごうふくしぶかい いけん ふ しこう ちょうさ 総合福祉部会の意見を踏まえて、試行調査の</p> <p>ちょうさせつけい あん かくつい 調査票案を確定</p>	<p>しめ ほうしん もと しこう ワーキンググループで示された方針を基に、試行</p> <p>ちょうさせつけい あん さくせい 調査の調査票案を作成</p>
ねん 22年秋	<p>ちょうさせつけい あん そくごうふくしぶかい ていじ いけん 調査票案を総合福祉部会に提示し、意見</p> <p>ちょうしゅ 聴取</p>		<p>しこうちょうさ じつし 試行調査の実施</p>



※ 比較的小規模の市町村の意見の聴取方法についても検討する。